

長崎県建築工事監理委託業務成績評定書公表要領

（目的）

第 1 この要領は、長崎県が発注する建築工事の工事監理に関する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の透明性を確保することを目的とする。

（公表の対象）

第 2 公表の対象は、長崎県建築工事監理委託業務成績評定要領第 2 の規定による評定の対象となるものとし、建築工事監理委託業務成績評定書（別記様式第 3 号）及び建築工事監理委託業務再評定書（別記様式第 5 号）（以下「評定書」という。）により行うものとする。

（評定書の閲覧方法）

第 3 各発注機関において、評定する四半期毎分を閲覧により公表する。

（評定書の閲覧期間）

第 4 公表する評定書の閲覧期間は、3 ヶ月とする。

（評定書の保存期間）

第 5 公表する評定書の保存期間は、5 ヶ月（年度）とする。

（説明請求）

第 6 公表した評定書に関する説明請求は受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約する委託業務から適用する。